

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成 25 年 2 月 19 日付け長建協発第 449 号にてお知らせいたしておりましたが、今般、国土交通省土地・建設産業局建設産業課より、同省令の一部改正の連絡がまいっておりますので連絡申し上げます。

なお、今回の改正点は次のとおりとなっております。

◎改正点

*「株主資本等変動計算書」記載要領

7 各合計額の記載は省略することができる。

↓

7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。

*様式第十七条の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

7 貸借対照表関係

（2）保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

↓

（2）保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高

千円

裏書手形譲渡高

千円

記載要領

注 3 ④当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について会計方針の変更を遡及適用しなかった場合には・・・・・・

↓

④当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用しなかった場合には・・・・・・

注 6 ②当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額を記載する。

↓

②当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額